

令和5年5月 農業委員会総会

令和5年5月25日(木) 9時00分
川棚町農業委員会 川棚町役場 2階 大会議室

事務局長

「ただいまから、令和5年5月の農業委員会を開催します。」

「本日は 委員11名全員出席ですので、総会は成立している事
をご報告します。」

「また本日は農地利用最適化推進委員の皆様にも参加していただ
いています。」

「それでは、開会に当たりまして、会長からご挨拶をお願いします。
す。」

会長

(挨拶)

「それでは報告事項の報告及び次回総会等の開催日の提案を事務
局からお願いします。」

事務局

「それでは報告事項1番、5月の行事及び6月の予定についてご
報告いたします。(各報告)」「次回現地調査日を6月20日、総会
開催日を6月26日とすることをご提案いたします。」

会長

「ただいま、事務局から次回の現地調査及び総会開催予定日の提
案がありましたがいかがでしょうか。」

全委員

「異議なし」

会長

「それでは次回の現地調査の日程を6月20日、総会開催日を6
月26日といたします。」

「次回の調査委員は ○○委員、○○委員、○○委員としますの
でよろしくをお願いします。」

会長	「これより本日の会議を開きます。なお、議事に入ります前に議事録署名人を指名いたします。議事録署名人を〇〇委員、〇〇委員にお願いいたします。」
会長	「それでは、報告事項に入ります。事務局よりお願いします。」
事務局	報告事項 2 番 農用地利用集積計画・配分計画の解約について (詳細説明) 報告事項 3 番 農地転用許可不要案件届出書について (詳細説明)
会長	「それでは、引き続き議案第 3 号、農用地利用集積計画の決定について審議を行います。事務局より説明をお願いします。」
事務局	「議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について説明します。」 「総会資料 4 6 ページをご覧ください。」 (議案朗読及び説明) 「以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の第 3 項の各要件を満たしていると考えます。」
会長	「ただいま事務局から説明がありました議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について、質疑等ございませんか。」 「質疑なし」
会長	「質疑など無いようですので、採決に移ります。」 「議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について、許可することにご異議ございませんか。」
全委員	「異議なし」
会長	「異議なしと認めます。よって議案第 3 号 農用地利用集積計画について許可することに決定します。」

<p>会長</p>	<p>「それでは、引き続き議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について審議を行います。事務局より説明をお願いします。」</p>
<p>事務局</p>	<p>「総会資料50ページをご覧ください。」</p> <p>(議案の朗読)</p> <p>「次のページ51ページをご覧ください。」</p> <p>「農地法第5条の規定による許可後の変更承認申請書および52ページ農地法第5条第1項の規定による許可申請書が同時に提出がっております。先に51ページ計画変更承認申請より説明します。」</p> <p>(詳細説明)</p> <p>「当初計画者の〇〇氏は、平成11年に自宅を建築するために農地法第5条の申請を提出され、許可がおり、前所有者から土地の取得を行われましたが、工務店の諸事情により建築ができなくなったため、承継者である〇〇氏が飲食店(カフェ)の経営を希望されており、同時に5条申請の提出がありました。」</p> <p>「次のページ52ページをご覧ください。」</p> <p>(詳細説明)</p> <p>「当該農地は、農業振興地域における農用地ではなく、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第1種農地、第3種農地にも該当しない第2種農地と判断されます。」</p> <p>「以上です。」</p>
<p>会長</p>	<p>「ただいま事務局から説明がありました議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の事案について、調査委員より説明をお願いします。」</p>

<p>会長</p>	<p>「それでは、調査員（〇〇委員）から説明をお願いします。」</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>「2番 〇〇です。5月19日〇〇委員、〇〇委員、地元委員の〇〇委員、推進委員の〇〇委員、事務局2名及と譲受人の〇〇氏立ち合いの下現地調査を行いました。場所は、〇〇から〇〇方面へ登り、公民館前を通り過ぎ、500メートルほど登った道沿いにあるいい場所です。以前、5条申請を提出され許可がおりていたようですが、諸事情により建築工事は実現できないまま現在にいたっているようです。近くにお住いの〇〇氏が地元で溶け込んでおられ、地元の方にカフェを作って貢献したい。ということで〇〇さんより譲り受けて申請をされました。周辺も特に問題なく農地には問題ない。と思います。また、申請地の周辺の被害ですが、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を使われ処理されます。雨水も道路の側溝へ流され、高さも制限されておりますので、問題ない。と思いますが、説明不足がありましたら、地元委員さんよろしくをお願いします。」</p>
<p>会長</p>	<p>「続いて、地元委員（〇〇委員）からの説明をお願いします。」</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>「7番 〇〇です。今、〇〇調査委員から報告されたように、他の農地に影響を及ぼすことはないと思います。〇〇さんが〇〇に移り住んでいらっしゃるようですが、一生懸命、地元の集落の方と生き合い合いの状況を作られているようです。その内容については、地元の〇〇推進委員さんがよくご存じなので、よろしくご意見ををお願いします。調査内容については特に問題ない。と思います。以上です。」</p>
<p>会長</p>	<p>「続いて、地元推進委員（〇〇委員）から意見ををお願いします。」</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>「15番 推進委員の〇〇です。先ほど報告がありましたが、19日に現地調査を行いました。〇〇さんに関しては、7年程前に〇〇から移住されてきている方です。また、気さくな方であり地元にも溶け込まれております。現在、〇〇在住の娘さんが〇〇でカフェを経営されていて、地元に戻ってきて経営したい。ということでたまたま自宅のすぐ近くに土地が見つかって、カフェを建築されるようです。周辺の農地に関わる影響ですが、農地は道路を隔ててすぐ下にありますが建物を建てるとして特に影響はな</p>

〇〇委員	い。と思いますが、私が懸念しているのは、駐車場の問題です。道路も狭く、カーブになっていて、道路に車を止めるとなると支障がある。と思ったのですが、敷地内に止められるスペースがあるようですので、駐車場に関しては、問題ないと思います。また、〇〇も1人暮らしの方がおられ、その方の憩いの場になればと思ってらっしゃるようです。〇〇の活性化のためにも問題ない。と思います。」
会長	「これより質疑を行います。質疑等ございませんか。」 「何も問題ないようですが、いかがですか。」
全委員	「問題なし」
会長	「問題などないようですので、議案第4号 計画変更申請については、計画変更相当として進達することにご異議ございませんか。」 「異議なし」の場合
会長	「異議なしと認めます。よって議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、計画変更相当として進達することに決定します。」 「以上で議案の審議は終了しました。」 協議終了 その他

<p>会長</p>	<p>「以上をもちまして令和5年5月の農業委員会総会を終了いたします。」</p> <p>議事録署名人</p> <p>会長</p> <p>議事録署名人</p> <p>議事録署名人</p>
-----------	--